



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 都市計画事業の変更の認可・8件（道路街路課） ..... 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 4
- 兼用工作物の管理協定の締結（道路管理課） ..... 5
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 兼用工作物の管理協定の締結（都市公園課） ..... 5
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・5件（北部土木事務所） ..... 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（中部土木事務所） ..... 7
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・5件（南部土木事務所） ..... 8
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（八重山土木事務所） ..... 10

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） ..... 11

### 教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市ウヅラ嶺地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した

那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成8年1月19日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

#### 沖縄県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第532号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 8・7・那10号東門川・仲之川線、8・7・那11号金城東西線、8・7・那12号金城西1号線、8・7・那13号金城西2号線、8・7・那14号金城西3号線、8・7・那15号金城西4号線、8・7・那16号金城西5号線、8・7・那17号チニンピラ線、8・7・那18号潮汲川線、8・7・那19号金城御獄南線、8・7・那20号金城御獄北線、8・7・那21号金城大アカギ東線、8・7・那22号金城大アカギ西線、8・7・那23号金城東1号線及び8・7・那24号金城東2号線
- 3 事業施行期間 平成18年8月1日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

#### 沖縄県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第567号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成18年8月11日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第107号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第355号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・5・19号二中北通り線
  - 3 事業施行期間 平成19年5月22日から令和8年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第108号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第370号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・3・浦1号国際センター線
  - 3 事業施行期間 平成20年6月20日から令和9年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第109号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第34号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 名護都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
  - 3 事業施行期間 平成28年1月26日から令和9年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

**沖縄県告示第110号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第65号で認可した

那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 平成28年2月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第111号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年沖縄県告示第494号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・20号一銀線
- 3 事業施行期間 平成29年9月26日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年3月26日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市前田一丁目1532番1から 浦添市前田一丁目1531番8まで	41.1m ～ 63.5m	15.9m
新	浦添市前田一丁目1532番1から 浦添市前田一丁目1531番8まで	41.1m ～ 63.5m	15.9m

**沖縄県告示第113号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市宇宮良地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年1月31日から同年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と公園との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和6年3月26日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類及び路線名 県道49号線
- 2 道路の位置 那覇市首里真和志1丁目9番7号から那覇市首里当蔵町1丁目4番1号まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在地並びに代表者名
  - (1) 名 称 公園管理者 沖縄県
  - (2) 所 在 地 那覇市泉崎1丁目2番2号
  - (3) 代表者名 沖縄県知事 玉城康裕
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容 管理及び災害復旧並びに道路法第24条に規定される承認を除く占用及びその他の行為の許可
- 5 管理の期間 令和5年12月25日から道路及び公園の存続する日まで

**沖縄県告示第115号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、名護市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 名護市城一丁目、城二丁目及び城三丁目、大中一丁目並びに大東一丁目地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年7月20日から令和6年2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準点測量）

**沖縄県告示第116号**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定による協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、沖縄県土木建築部都市公園課において、令和6年3月26日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公園の種別及び名称 首里城公園
- 2 位置 那覇市首里真和志1丁目9番7号地先から那覇市首里当蔵町1丁目4番1号地先まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在地並びに代表者名
  - (1) 氏 名 道路管理者 沖縄県
  - (2) 所 在 地 那覇市泉崎1丁目2番2号
  - (3) 代表者名 沖縄県知事 玉城康裕
- 4 他の工作物の管理者が行う公園の管理の内容 道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定される承認
- 5 管理の期間 令和5年12月25日から当該施設の存続する日まで

**沖縄県告示第117号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第184号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 浦添市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月18日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第184号、平成18年沖縄県告示第181号及び平成22年沖縄県告示第150号の事業地のうち、浦添市牧港五丁目の事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

**沖縄県告示第118号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県北部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年6月1日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宇茂佐の森三丁目20番24
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 84.46メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

**沖縄県告示第119号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県北部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年7月5日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宮里五丁目773番2、773番9、773番10、775番2、776番3及び776番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 25.09メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第120号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県北部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年7月20日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部後兼久261番9、261番12、261番13、261番14、261番16、261番17、261番19及び261番21
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 64.43メートル
  - (2) 幅員 4.00～5.38メートル

---

#### 沖縄県告示第121号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県北部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年8月22日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部後兼久244番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.60メートル
  - (2) 幅員 4.035～6.00メートル

---

#### 沖縄県告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県北部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年11月7日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又湯比井原222番3、224番3及び454番3並びに454番3地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 12.94メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

---

#### 沖縄県告示第123号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年8月17日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字比謝佐久原276番4及び280番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 50.00メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

---

**沖縄県告示第124号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年8月24日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾西原766番2、766番6及び766番8のそれぞれ一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 30.37メートル
  - (2) 幅員 4.5メートル

---

**沖縄県告示第125号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年10月19日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字喜名西原2326番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 33.04メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

---

**沖縄県告示第126号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年12月12日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾西原723番5並びに字大湾親見原897番4、898番4及び898番8並びに898番4地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 56.46メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

---

**沖縄県告示第127号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日



沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年6月2日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字仲間嘉陽田原433番7、438番4、438番5、438番7及び438番8
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 27.4メートル
  - (2) 幅員 4.5メートル

**沖縄県告示第128号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年8月30日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市宇高嶺前ヌ原395番94及び糸満市宇武富後原364番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 19.84メートル
  - (2) 幅員 5.0メートル

**沖縄県告示第129号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年10月5日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市宇翁長浜崎原845番60、845番63及び845番66
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 39.257メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第130号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年10月23日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市宇長堂仲毛原140番1、140番28、140番30、140番32、140番33及び140番35
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 58.76メートル
  - (2) 幅員 4.00～4.015メートル

**沖縄県告示第131号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年12月27日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字稲嶺運謝原1327番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 58.2メートル
  - (2) 幅員 4.00～6.00メートル

**沖縄県告示第132号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県八重山土木事務所長 安 里 嗣 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年9月1日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里西原117番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 60.8メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

**沖縄県告示第133号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和6年3月26日

沖縄県八重山土木事務所長 安 里 嗣 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年9月28日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字大川東真地527番8
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 28.36メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月12日 沖縄県指令土第719号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波浜原578番6及び578番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇351番地1フルハウスU301号 儀間光
- 5 検査済証番号 令和6年2月21日 第4925号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月19日 沖縄県指令中土第2351号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋久間良原830番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北中城村字安谷屋98番地 宮城盛康
- 5 検査済証番号 令和6年2月1日 C第647号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月26日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月30日 沖縄県指令中土第1706号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石前原88番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字屋宜277番地アルカディア301号 池宮秀平、中城村字屋宜277番地アルカディア301号 池宮未沙
- 5 検査済証番号 令和6年2月15日 C第648号
- 6 工事完了年月日 令和6年2月7日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

### 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

（沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校運営アドバイザーの項の次に次のように加える。

学校問題解決支援コーディネーター	市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務
------------------	--

第2条の表親子電話相談員の項を削る。

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に、「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

第3条の表学校運営アドバイザーの項の次に次のように加える。

学校問題解決支援コーディネーター	教育職給料表(3)	2級
------------------	-----------	----

第3条の表親子電話相談員の項を削る。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---